

資料2

大津市ガス特定運営事業等の 経緯・概要について



令和元年8月5日
企業総務部 経営戦略室

1 大津市ガス事業の概要

I 概要

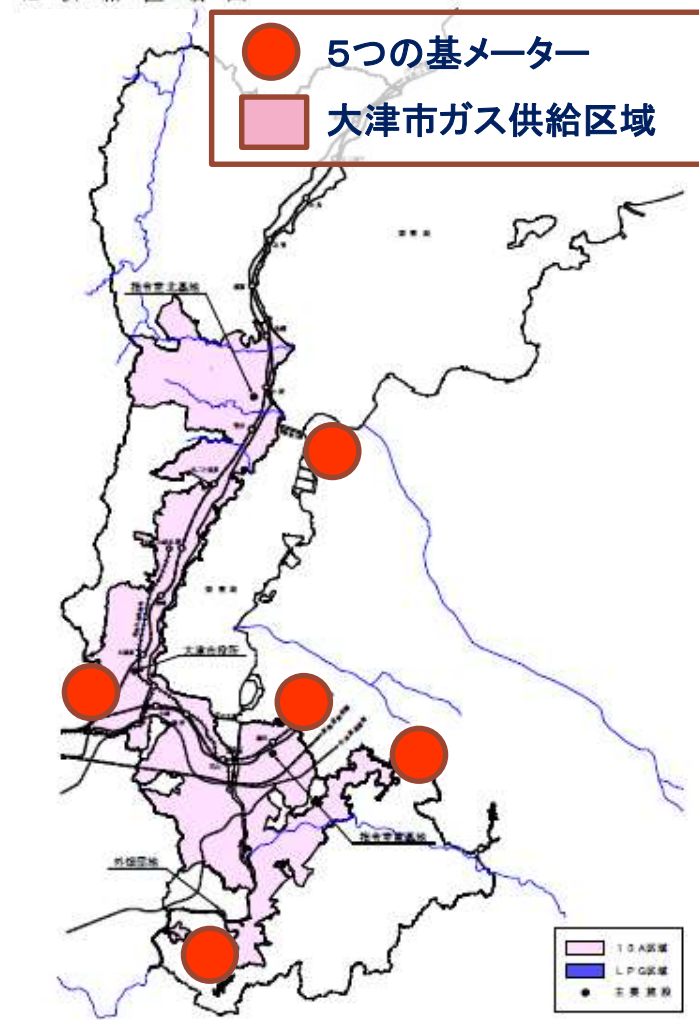
本市のガス事業は、昭和12年に民間事業者から譲渡を受け、事業を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域を拡大してきました。

また、本市は、大阪ガス（株）からガスを購入し、それぞれ5つの地域に設置された基メーターを経由し、市内にガスを受入れ、本市が敷設したガス導管等の施設を通じて、お客様（市民）にガスの供給・販売を行ってきました。

（備考）

● 全国の公営ガス事業者は、平成31年4月時点で23事業者(平成4年当時は、72事業者)

VII 供給区域図



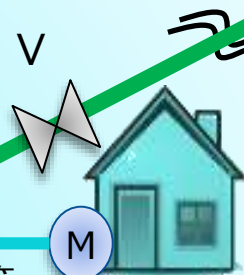
Ⅱ 都市ガスの供給イメージ（都市ガスが届くまで）

大津市企業局導管エリア



商業施設、工場等

一般家庭等



供給管

低圧導管

中圧B導管

中圧A導管

大規模工場等



（ガス圧力区分）

中圧A：0.3～1.0MPa

中圧B：0.1～0.3MPa

低 圧：～0.1MPa

（凡例） G：ガバナ（整圧器）

M：メーター

V：ガスバルブ

基メーター

M

V

G

G

M

M

M

V

V

V

大阪ガス(株)
の導管

Ⅲ 事業規模等

(平成30年度実績)

《本市ガス事業の内容》

都市ガス事業

ガス事業法

- ・ガス小売事業者登録
- ・一般ガス導管事業者許可



LPガス事業

液化石油ガス法
・都市ガス事業の附
帯事業として運営

《ガス施設》

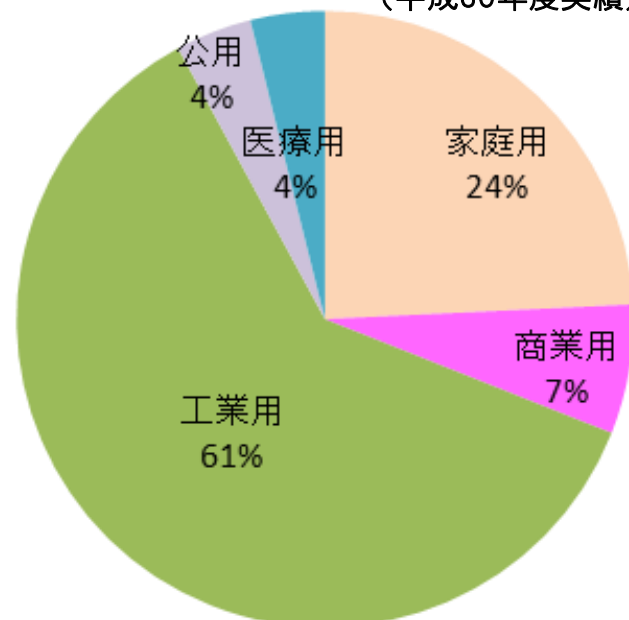
- 導管(本支管) 延長 1,286km
- 中圧A整圧器 11施設
- 地区整圧器 59施設

《液化石油ガス（LP）販売事業》

- 1 地点群 (外畑団地)

供 給 戸 数	98,477戸
年 間 購 入 量	136,832,317m ³
年 間 販 売 量	141,438,898m ³
供給区域内普及率	70.2%

《都市ガス用途別供給量構成比》
(平成30年度実績)



※プロパンガスは除く

2 検討に至った背景

I ガスシステム改革について

① ガス事業法の改正（平成29年4月施行）

《主な改正内容》

●ガス小売事業と一般ガス導管事業の分離

都市ガス事業がガス小売事業と一般ガス導管事業に区分されました。一般ガス導管事業はガス導管の安全・安心、ガス漏れ対応等のために引き続き各地域に1社（大津市の場合は企業局）だけが事業を行うことができます。

●ガスの小売全面自由化

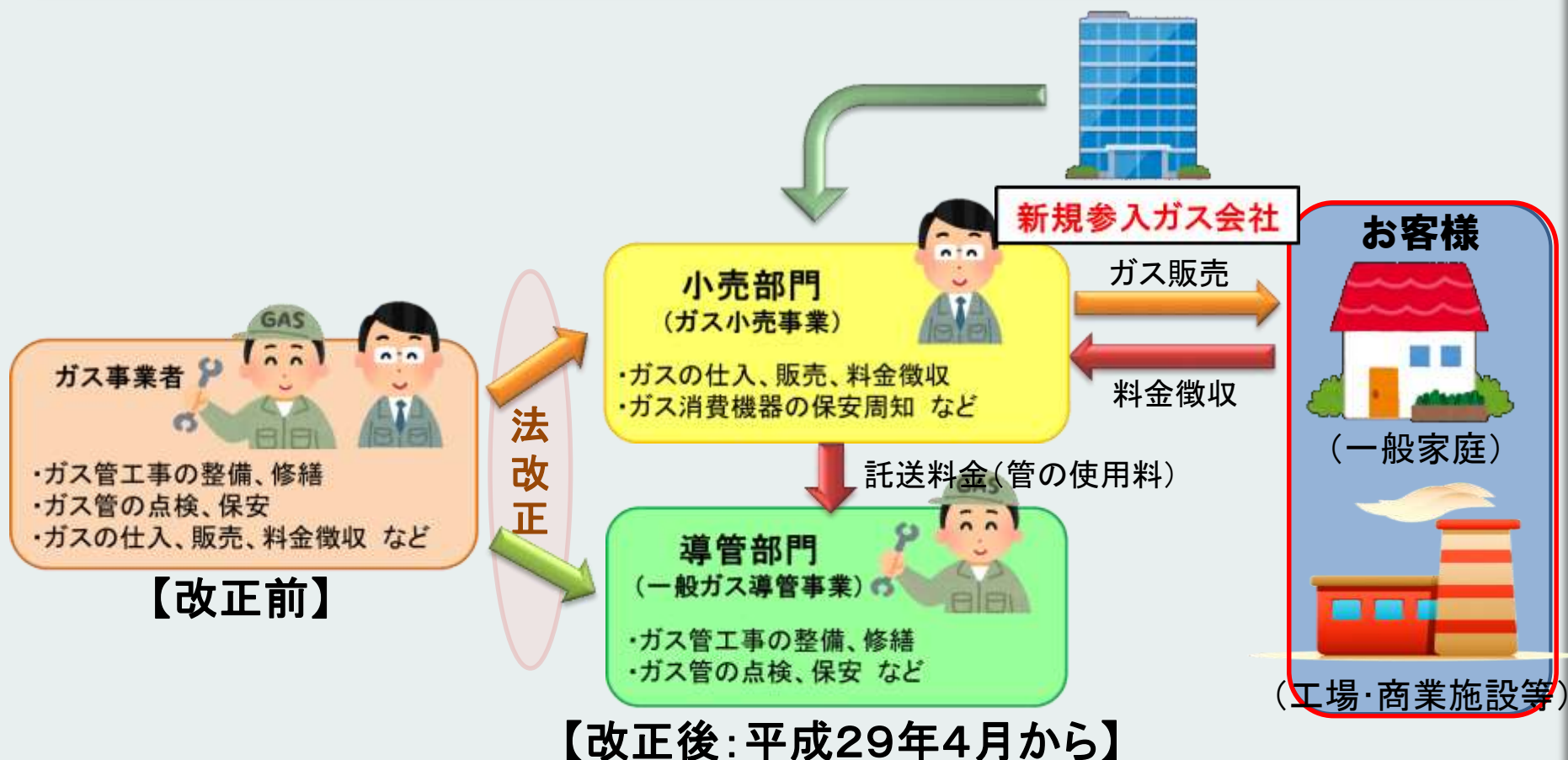
小売事業については、これまでの地域独占（1つの地域に1社だけ）の仕組みが廃止され、新たな会社もガスの小売事業へ新規参入することが可能となりました。

●保安の確保

ガス導管網の保安及び各世帯の敷地内ガス管の点検・緊急保安に関する法律上の義務がガス導管事業者に課され、安心安全をガス導管事業者（大津市の場合は企業局）が担います。

② ガス小売事業と一般ガス導管事業の分離イメージ

ガスの小売全面自由化に伴うガス事業法の改正より、ガス導管（パイプライン）の整備や維持管理、保安を担う**導管事業**とガスの供給、販売を担う**小売事業**とに区分されました。



③ ガス小売全面自由化のイメージ

(本市ガス供給区域に新規参入のガス会社が現れた場合)

大津市企業局もしくは新規参入ガス会社の都市ガスは大津市企業局が配管したガス管を通じてガスを購入できるようになりました。

大津市企業局



(契約先変更)



新規参入ガス会社



(契約先変更)

◆自由化の変遷◆

H7年3月
年間200万 m^3 以上
大規模工場



(段階的に引下げ)



H19年4月
年間10万 m^3 以上
工場や商業施設



H29年4月
小売全面自由化

Ⅱ 本市ガス事業を取り巻く環境の変化と経営課題

① ガス小売全面自由化に伴う課題

【その1】

価格競争等において料金等の設定や活動に機動性が発揮がきない。

【その2】

顧客確保のために、その目的以外のサービス販売や他の事業で実施するサービスとセットでの販売や料金設定が行えない。

地方公営企業は、「地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業」です。このことから、その目的以外のサービスの販売や他の公営事業で実施するサービスとのセットでの料金設定が制度上行えない状況にあります。

また、料金設定や事業運営において、議会等の議決等が必要な場合があるなど、民間企業に比べ価格競争や活動面での機動的な対応が難しい状況にあります。

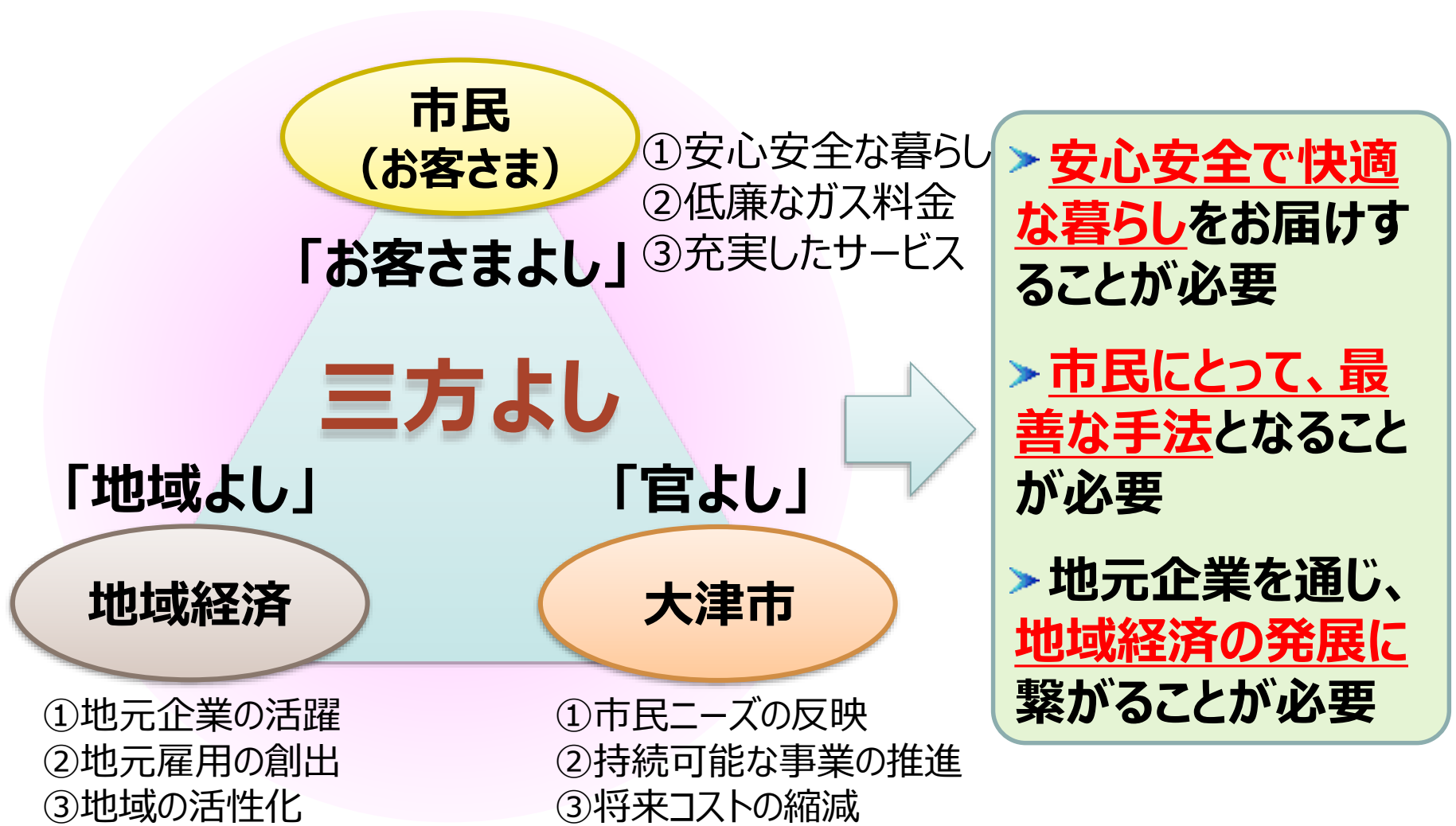
自由競争環境下において、民間企業と競争していくのは、極めて困難であり、スイッチングの多発等により事業経営の悪化が予想されます。

② ガス事業の技術継承等に関する課題

職員の高齢化や全国的に進む公務員の定数抑制や適正化に伴い、緊急保安体制の維持や今後の技術継承が困難になります。

3 大津市ガス事業の在り方検討

I 検討における基本的な考え方（三方よし）



Ⅱ 検討経過

本市では、これまでに幾度かのガス事業民営化等の検討を行ってきましたが、その結果として、公営でのガス事業継続の判断を示してきました。

しかし、この度の「ガス小売全面自由化の施行」は、公営ガス事業者にとってかつてない大きな経営環境の変化であり、この変化に速やかに対応する必要があると考え、本市における新たなガス事業の在り方の検討を開始しました。

時 期	内 容
平成28年1月	平成29年4月からガス小売全面自由化することが決定
平成28年4月	新たな事業スキームの検討及び実施スケジュールの作成
平成28年11月	本市公営インフラ事業の在り方検討の方向性を公表
平成28年11月 ～平成29年1月	マーケットサウンディング調査を実施
平成29年4月	ガスの小売全面自由化が施行 本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針案を公表 大津市ガス事業の在り方検討委員会を設置、第1回在り方検討委員会を開催
平成29年5月	第2回在り方検討委員会を開催（方向性の提言） 検討状況（提言内容）を市議会に報告
平成29年6月	本市ガス事業の在り方検討に関する基本方針を決定・公表

(つづき)

時 期	内 容
平成29年7月	第3回・第4回在り方検討委員会を開催 マーケットサウンディング調査を実施 お客様アンケート調査を実施
平成29年8月	第5回在り方検討委員会を開催
平成29年9月	第6回在り方検討委員会を開催
平成29年10月	在り方検討委員会から答申を受領
平成29年11月	市民説明会を開催 実施方針に関する条例議案を市議会に提出
平成29年12月	実施方針に関する条例議案が可決
平成30年1月	大津市ガス特定運営事業等実施方針を公表、実施方針に関する説明会を開催
平成30年3月	特定事業の選定を公表 大津市ガス特定運営事業等審査委員会を設置、第1回審査委員会を開催

《大津市ガス事業の在り方検討委員会 答申の概要》

平成29年10月6日付けで、在り方検討委員会より答申書を受理した。

大津市ガス事業の在り方について検討した結果、ガスの小売全面自由化への対応、安心して安全なガス事業における緊急保安体制を持続させる観点から、定量的な分析結果も踏まえ、**大津市において公営でガス事業を継続することは困難であると判断する。**

公営方式に代わる事業運営形態としては、**市と民間事業者との官民連携による新会社を設立したうえで、公共施設等運営権制度を活用する方式が定性面及び定量面の評価から最適であると考え**る。当該方式を用いることで、小売事業に関しては民間的経営手法の導入や民間ノウハウの活用による機動的な事業推進を確保し、導管事業に関しては市が一般ガス導管事業者としての責務を継続し、緊急保安体制等の業務に関しては新会社に行わせることで、技術の継承を含めて持続可能な体制の構築が期待できる。

上記の方針並びに本委員会で議論した事項を踏まえ、大津市においては、本答申書に記載された事項を十分に留意された上で、本件に関する実施方針を策定し、「お客さまよし」、「地域よし」、「官よし」の「三方よし」の実現に向け、**平成31年4月から新たな方式での事業実施が実現できるよう、取り組みを進められたい。**

《大津市ガス特定運営事業等 実施方針の公表（H30.1.5）》

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、公共（本市）が公共施設等の管理運営等（本事業）を任せる民間事業者等の募集や選定に先立って作成する方針
- ①民間事業者^{（一）}に任せる事業（業務）の内容、②事業の期間、③事業の期間が終了した後の取扱い、④料金の定めやその改定方法、⑤民間事業者が公共に対して支払う対価など、本事業に関する基本的な事項を定めるもの



《大津市ガス特定運営事業等 特定事業の選定（H30.3.26）》

PFI法第7条に基づき、以下のとおり特定事業の選定を行った。

ア 定量的評価

本市が自らガス事業を実施した場合とPFI事業として実施した場合の収支差引を比較すると、約37億円のVFMが見込まれることから、効率的かつ効果的に実施することが可能であると確認された。

イ 定性的評価

項目	概要
ガス小売全面自由化への対応	ガスの小売全面自由化という市場環境の激変に対し、事業展開・料金等に関し公営事業者特有の事業展開における制約がなく、新規参入者に、サービス・料金の面で十分に対抗することが期待できる。
安全・安心なガス事業の継続性の確保	専門技術職員（企業局独自採用職員）がこれまで培ってきたガスの技術に関する技能の継承が期待され、安全・安心なガス事業の根幹をなす緊急保安体制の構築が可能になると期待できる。
良質なサービスの提供	PFI事業として、本市のモニタリングによって公共性・安全性を確保しつつ、運営権者が有する専門的な知識や技術を最大限に活用することにより、本事業の安定的な継続及び運営権者の創意工夫による低廉で良質なサービスの提供が期待できる。

ウ 総合的評価

本事業を、本市が自らガス事業を実施した場合とPFI事業として実施した場合を比較すると、VFMが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができる。以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

4 大津市ガス特定運営事業等の概要

I 事業の全体イメージ

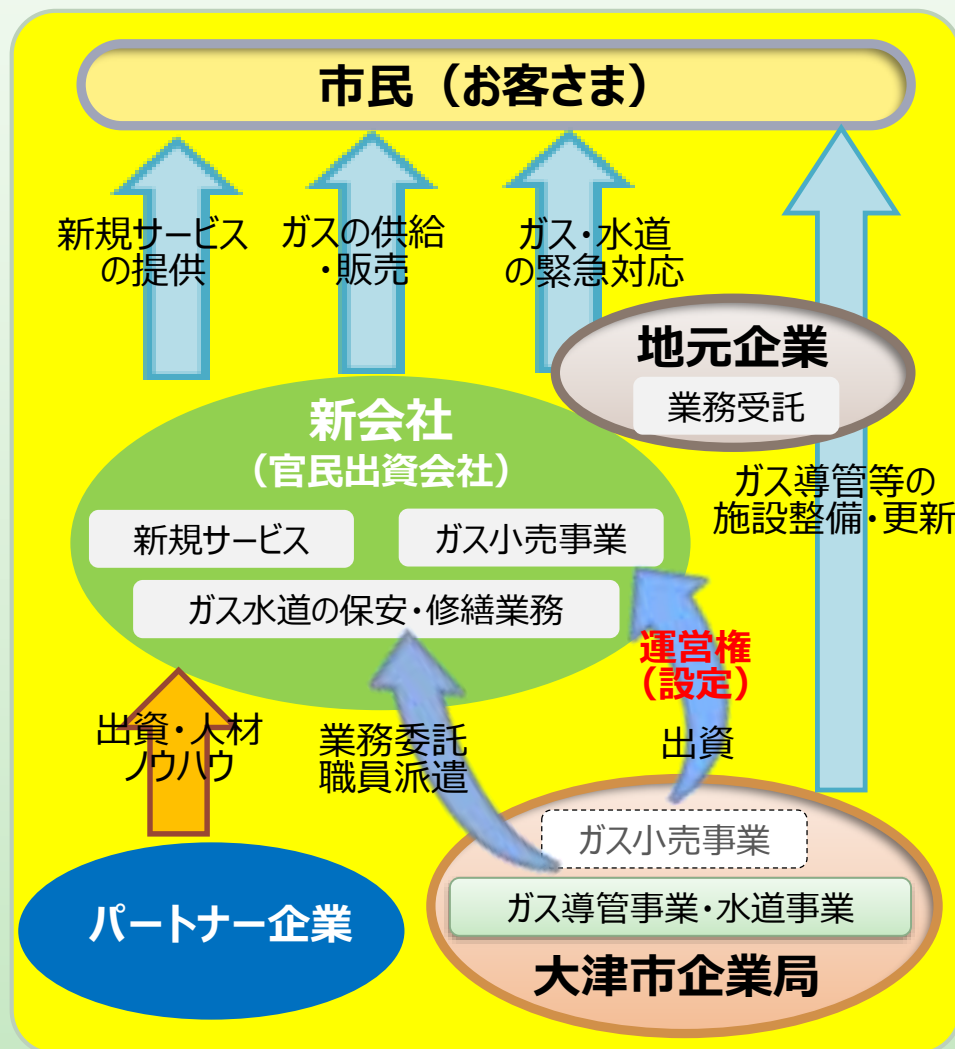
官民が出資し設立する新会社に、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき、本市が所有し管理するガス事業施設の公共施設等運営権を設定し、新会社がガス小売を中心とする業務を実施します。

●新会社への出資比率

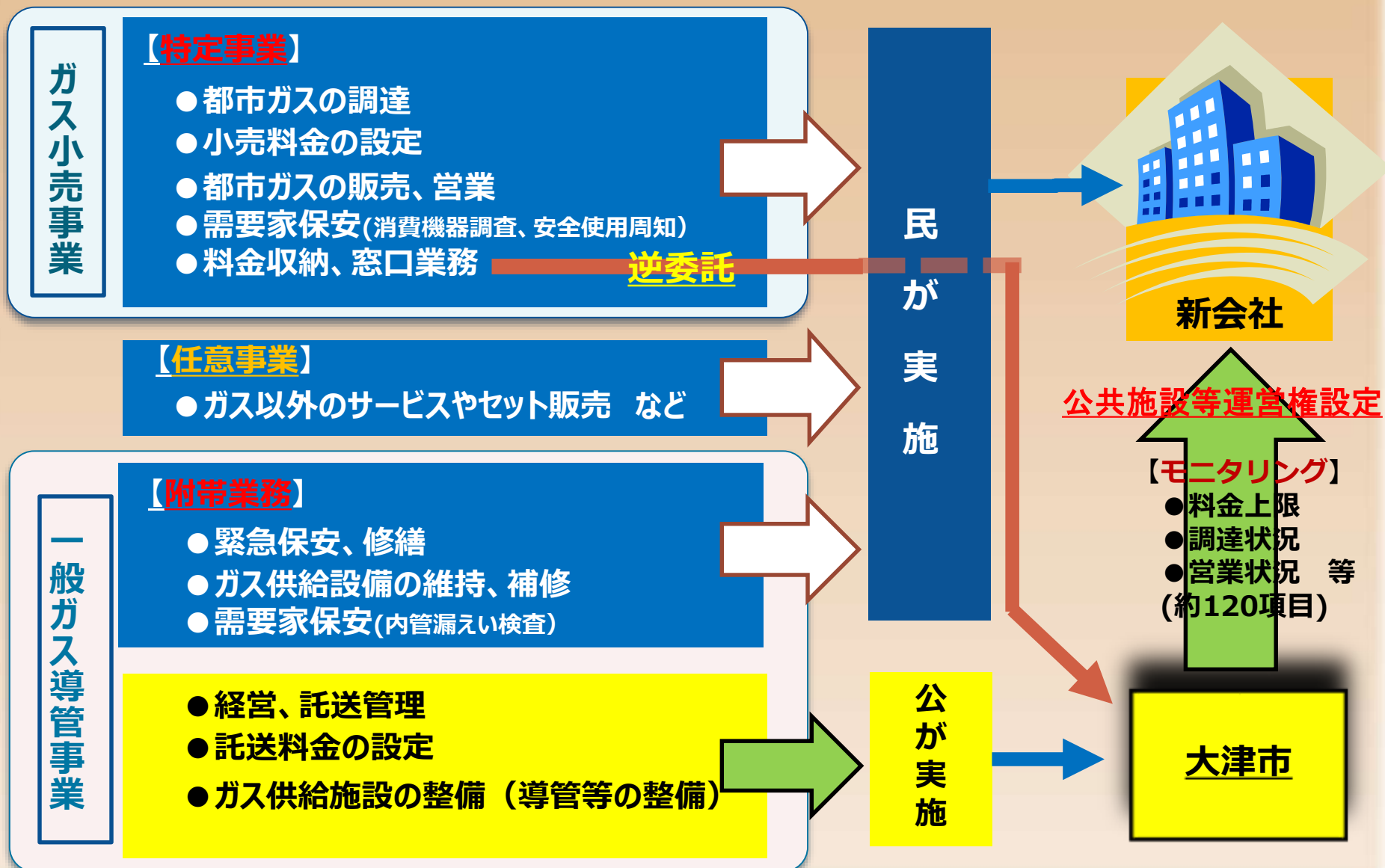
大津市：25% 民間企業：75%

●運営権存続期間

平成31年4月から20年間



Ⅱ 新会社と本市の業務分担のイメージ



Ⅲ 主な事業条件等の概要について

《事業の名称》

大津市ガス特定運営事業等

《公共施設等の管理者の名称》

大津市公営企業管理者

《事業方式》

P F I 法第16条の規定に基づく公共施設等運営事業とする。下記の運営権設定対象施設に係る運営権を設定された運営権者が下記の義務事業及び任意事業を行う。

《本事業の対象施設》

【概要】

科目	所在概要
ガス事業施設	大津市内一円

【所在地】

大津市内に所在する、都市ガス事業の用に供する施設の設置地点。

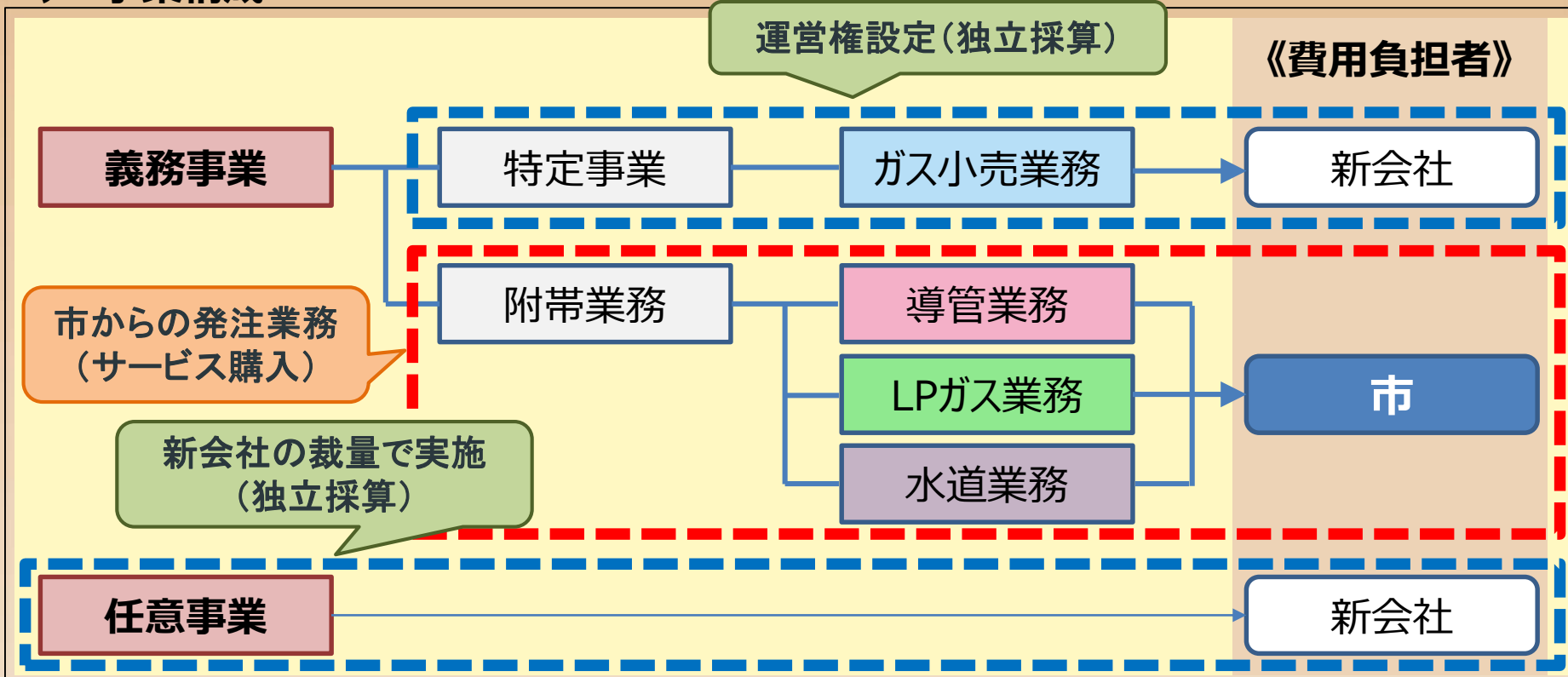
《本事業期間》

➡ 20年間

内 容	期 日
運営権設定日	平成30年 12月
義務事業の引継ぎ等	平成30年 12月～平成31年3月
本事業開始日	平成31年 4月 1日
本事業終了日・運営権存続期間終了日	令和21年 3月31日 <u>(20年間)</u>

《ガス特定運営事業等の構成、内容と費用負担》

ア 事業構成



イ 義務事業の内容

業務区分	業務内容
ガス小売業務	都市ガスの調達
	小売料金の設定
	都市ガスの販売・営業
	小売事業者に係る需要家保安業務
	料金収納・窓口業務

業務区分	業務内容
導管業務	ガス漏れ等の緊急保安業務、ガス導管の緊急修繕業務
	ガス工作物等の検査及び点検等業務
	内管漏えい検査等業務
LPガス業務	LPガスの緊急保安業務、LPガス供給設備の緊急修繕業務
	LPガスの需要家保安業務
水道業務	水道の漏水等緊急対応業務、緊急修繕業務
	水道施設の点検等業務

《本事業における利用料金等》

ア 利用料金の収受

運営権者は、ガス小売事業者となり、販売する都市ガスに係る料金（以下「ガス料金」という。）を収受し、自らの収入とすることができる。

イ ガス料金の上限及び決定

ガス料金は、大津市ガス供給条例に規定する料金上限の範囲内で、関連する法令及び条例に基づき運営権者が決定する。

ウ 料金上限の改定について

- 条例に規定した一般料金の上限については、顕著な物価変動等の大幅な事業環境の変化があった場合に、新会社及び本市は、変更の申し出が出来る
- 本市と新会社は協議を行い、協議がまとまらない場合は第三者モニタリング機関の意見具申を受けるなどしたうえで、条例の改正案を議会に上程し、議決を得て料金上限を変更する

エ 料金収受代行業務

- 本市は、運営権者からガス料金の徴収の委託を受け、上下水道料金と併せてガス料金を徴収する
- ガス料金の未納者への支払いの催促等については、料金収受代行契約に基づき、本市が運営権者に代わって実施する

5 事業者選定と事業の開始に向けて

I 事業開始までの取組（平成30年度）

時 期	内 容
平成30年4月	大津市ガス特定運営事業等の募集要項公表（募集開始）、説明会開催
平成30年5月	大津市ガス特定運営事業等の民間事業者の応募〆切、参加資格審査の実施
平成30年6月 ～8月	競争的対話等の実施、実施契約書（案）等の修正公表
平成30年9月	提案審査書類の提出〆切
平成30年10月	第2回から4回大津市ガス特定運営事業等審査委員会開催 （提案内容の審査、最優秀提案者の選定） 優先交渉権者の決定
平成30年11月	基本協定書の締結 新会社「びわ湖ブルーエナジー株式会社」設立（資本金 5千万円） 株主間契約書及び株式譲渡契約書の締結 公共施設等運営権設定に関する議案の上程
平成30年12月	公共施設等運営権設定に関する議案の可決 「びわ湖ブルーエナジー株式会社」の株式譲渡（75%分） 公共施設等運営権設定書の交付、実施契約書の締結
平成31年1月 ～3月	「びわ湖ブルーエナジー株式会社」への業務引継及び事業開始に向けた諸手続の実施
平成31年4月	大津市ガス特定運営事業等の開始

Ⅱ 優先交渉権者の選定

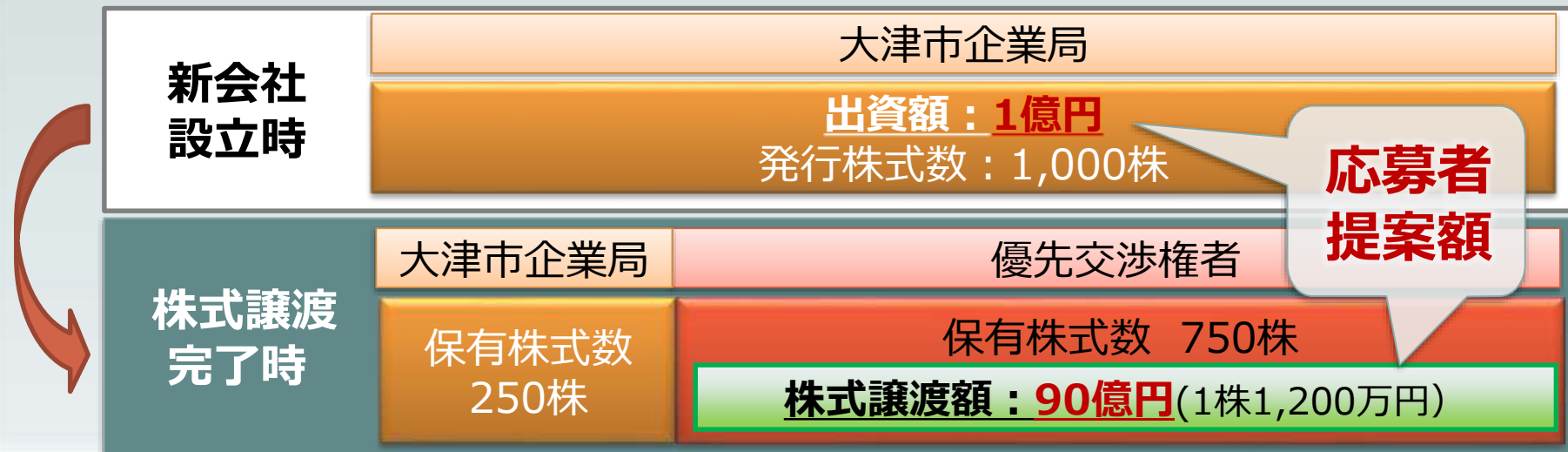
大津市ガス特定運営事業等審査委員会による最優秀提案者の選定を受け、本市において、優先交渉権者を決定しました。

優先交渉権者	
コンソーシアム名	大阪ガス・JFEエンジ・水道機工グループ
代表企業	大阪瓦斯株式会社
構成員	JFEエンジニアリング株式会社
構成員	水道機工株式会社

Ⅲ 主な提案の概要

① 株式譲渡対価の提案

最優秀提案者における株式譲渡対価の提案額等は以下のとおりです。



② 「三方よし」の 観点からの主な 提案内容まとめ

【 お客さまよし 】

- ① 安心安全な暮らし
- ② 低廉なガス料金
- ③ 充実したサービス

企画提案における具体的な内容

- | | |
|---|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な引継計画、市からの技術継承と代表企業の技術との発展的な承継、代表企業のノウハウ活用による業務品質の高度化 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 家庭用一般料金の約1%の値下げとその他メニューで約1～3%の値下げ 社会情勢等踏まえた新たな料金メニューの導入 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> 電気とのセットメニュー、ガス関連商品（ガス機器、安心・安全機器、コージェネ等）・サービス（ガス機器メンテナンス等）の展開 |

【 地域よし 】

- ① 地元企業の活躍
- ② 地元雇用の創出
- ③ 地域の活性化

企画提案における具体的な内容

- | | |
|---|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 地元委託先企業への発注関係の維持、既存出資会社との連携（従来委託業務の承継、人材育成、経営支援）、地元企業の育成 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 地元人材の優先採用 ダイバーシティ推進への配慮 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> 本市の総合計画に記載された基本政策に対する新会社の取組、代表企業の実施施策の本市への展開 |

【 官よし 】

- ① 市民ニーズの反映
- ② 持続可能な事業の推進
- ③ 将来コストの縮減

企画提案における具体的な内容

- | | |
|---|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 長期的な安心、安全なガス事業の継続 ガス料金の現在水準からの値下げ |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 安定的で提案内容と整合した事業計画 将来の事業展開を見据えた組織の構築 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ガス・水道事業に係る業務費用の低減 90億円の株式譲渡対価 |

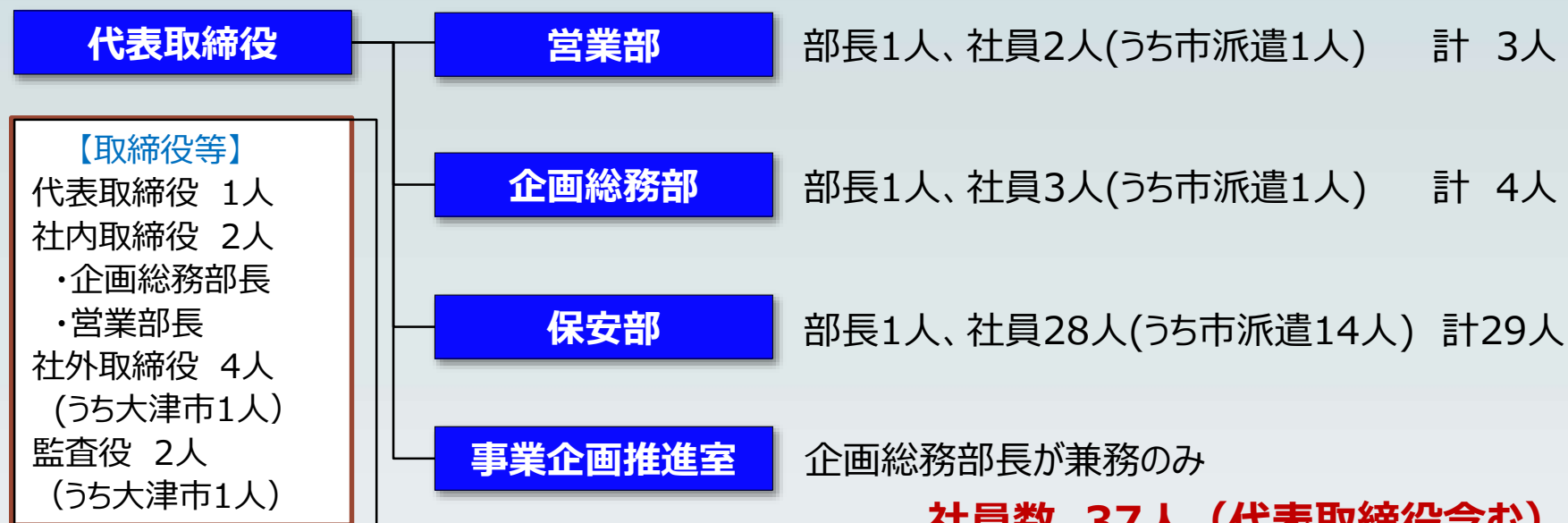
IV 新会社「びわ湖ブルーエナジー株式会社」の概要

① 会社概要

- ・設立 平成30年11月2日
- ・資本金 5千万円
- ・株主 大阪ガス株式会社 (74.8%)
JFEエンジニアリング株式会社 (0.1%)
水道機工株式会社 (0.1%)
大津市 (25%) ※ () 内は出資比率
- ・代表取締役社長 深野 裕一

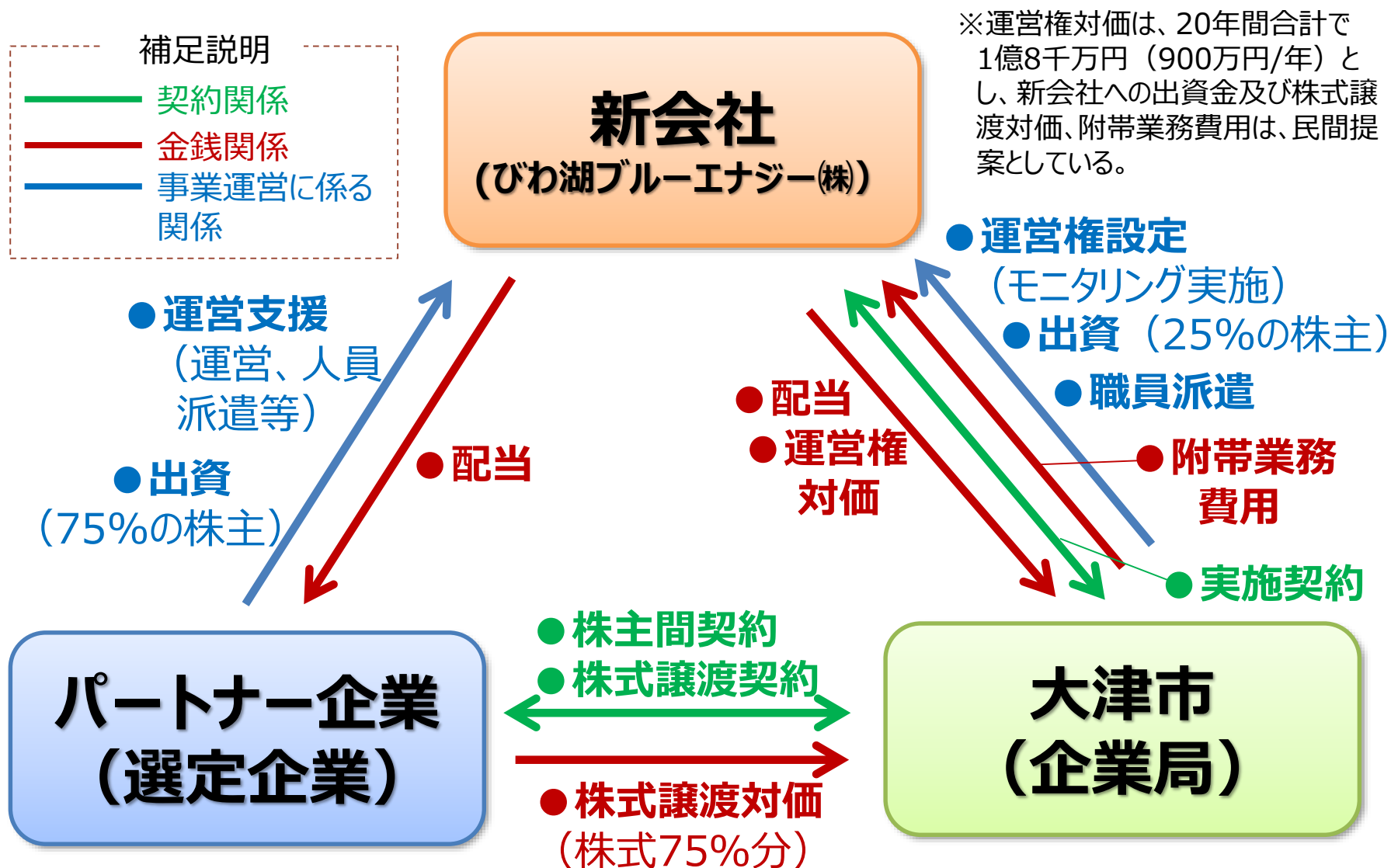


② 体制



社員数 37人 (代表取締役含む)

V 事業運営における3者の関係性（参考）



※本事業は、一旦、市が100%出資し新会社設立を行い、その後、選定企業に75%の株式を譲渡し、事業参画させるスキームである。